

エネルギー施策に関する重点提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. エネルギー基本計画の見直しに当たっては、原子力や再生可能エネルギー等に係る国内外の動向を十分に踏まえ、国民に対して具体的なエネルギー政策の方針を示すとともに、必要な施策を講じること。
2. 再生可能エネルギー等の導入促進
 - (1) 再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を推進するため、財政措置の拡充など必要な措置を講じること。
 - (2) 太陽光発電施設の設置に当たっては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど法的規制を行うこと。
3. 災害時を含め、エネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体が取り組むエネルギー供給体制の構築に係る財政措置を講じること。